

本科1期6月度

解答

Z会東大進学教室

医系小論文



## 【添削課題】

出典：新潟大学・法・01年・設問改変

## 解答

## 【文章例① 1の立場】「高齢者を手厚く処遇する」とする立場から】

社会保障のあり方に關して、私は六十五歳以上の高齢者を手厚く処遇することを支持する。なぜなら、高齢者に自立を求めて、多くの高齢者は負担に耐えられる経済・生活状況はないからである。

子供と同居する高齢者の割合は、一九八五年には約六十五%だったが、二十世紀末には五十%にまで減少した（図4）。「その他との同居」が増えているわけでもない。つまり、独居老人又は老人夫婦の世帯が増えている。一人、二人という世帯は、食費や住宅費、さらに病院通いのための交通費などの負担が重い生活形態である。

経済的に豊かであれば、負担が重くても手厚い待遇は不要かもしれない。しかし高齢者は決して豊かとはいえない。六十五歳の高齢者は平均で二千万円を超す貯蓄があり（図5）、高齢者は豊かのように見える。しかしこの貯蓄高は余裕を表しているのではなく、六十五歳になれば収入が減る、またはなくなるために蓄えた命綱なのである。日本の高齢者の貯蓄が高いのは豊かだからではなく、福祉が貧困だから、という説が強い。高齢者は決して豊かではないのである。

確かに日本では、財政赤字が膨らんでいる。今後は少子高齢化が一層進むため、高齢者に負担を求める意見が強まっている。財政赤字の原因は福祉予算の膨張であり（図2）、従属人口指數の増加にみられる高齢化（図1）は、老人のための社会保障費を増大させる（図3）。

しかし、負担する余裕がない高齢者に、他の世代と同じような自立を求めるのは酷である。

ここで、自立政策を支持する人は、家族の「自助」を期待する。しかし、図4からも明らかのように、家族の「自助」を期待できる

可能性がある高齢者は半数しかいないため、「自助」への期待は現実的とはいえない。

以上より、六十五歳以上の高齢者は手厚く待遇するべきだ。高福祉社会への高負担はやむをえない、と考える。

## 【文章例②】2の立場Ⅱ「他の世代と同じように高齢者に自立を求める」とする立場から】

六十五歳以上の高齢者は社会的弱者だと考えるのはやめ、高齢者にも応分の負担と自立を求める考え方を支持する。そして少子高齢化の進展に即し、日本の社会保障制度全体の見直し作業を始めるべきだと考える。

図1にある、全人口に対して老年人口が三割を超えて、年少人口が一割程度となることは、勤労世代の負担増を意味する。将来、現在の規模の社会保障が享受可能になるには社会保障関連費の増大が必至だ。加えて高齢化が一層進展すれば、国民医療費全体に占める老人医療費の割合も増える。実際、二十一世紀半ばには一層その傾向は強くなる。そうなると勤労世代への過度の負担は、少子化により人口増が期待できない分、勤労意欲の低下や社会活力の減退につながる。

こうした問題を克服するために、高齢者にも応分の負担を求め自立を促す必要がある。図5にあったように、高齢者世帯の年収は低いが現役世代より負債は少なく貯蓄が多い。さらに高齢者の生活形態が、子供との同居から高齢者のみ世帯へと変化しつつある（図4）。これは子供に依存せず自立を志向する姿勢と見なせる。

だが、高齢者の所得が貧富二極分化している可能性があり、図5のデータだけで高齢者世帯全てが富裕だと認識するのは間違いだと懸念もある。また、高齢者側が自立する意志を持つても、長寿化からみて、介護ニーズが高まる七十五歳以上の後期高齢者が増加すれば、現実問題として自立困難な者も増えるという反論がある。

そうした懸念や反論には、身体的には自立志向があつても経済的に貧しい高齢者世帯には「適切な富の再分配」をし、経済的に富裕であつても介護ケアが必要な高齢者世帯には、そのニーズにきめ細かく対応できる民間の介護サービスも活用してもらえばよい。公的社会保障制度のみに過剰に依存すべきではない。以上から、やはり私は自立を求める立場をとる。

### 解説

## 1 出題のねらい（前章の再掲。）

少子高齢化が進む日本社会において、社会保障制度（＊）のあり方は大変重要なテーマである。高齢化の進展による年金受給者の急増と少子化による将来の現役世代の減少から、年金財政の危機が叫ばれている。そして負担する（支える）若い世代と給付される高齢者世代との「公平」という点から、年金制度改革に及ぼす影響を考慮した医療制度改革に関する活発な議論が、今なお行われている。また、高齢化に伴う老人医療費の増加が医療保険制度全体に及ぼす影響を考慮した医療制度改革に関する議論も同様である。こうした現実は、新聞やテレビ等で頻繁に取り上げられていることなので君達にも知つていてほしいことだ。近い将来「若い世代」として負担する側に立つ君達にとって、こうした「社会保障制度のあり方」に関しては、（ただ小論文で頻出されるテーマとしてだけではなく）自分自身の問題として真剣に考えておくべきものと言えよう。

\*社会保障制度とは……国家が全国民に対し保障する必要最低限の生活基準をナショナル・ミニマムというが、それを基準として、国家や地方自治体が主体となって、国民の生活を社会権として制度的に保障するための総合的・体系的施策を「社会保障」という（日本では憲法第二十五条规定に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として規定されている）。その社会保障を実施するための制度が社会保障制度である。(1)社会保険（疾病や失業など生活困難をもたらすことに対する給付を行い、被保険者とその家族の生活安定をはかることを目的とした強制加入の保険制度）、(2)公的扶助（生活困窮者に対して公的責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度）、(3)社会福祉、(4)公衆衛生（公共的立場から行われる国民の衛生管理等）などから成り立つ（参考資料：『新課程 現代社会用語集』山川出版社）。

## 2 設問要求

出題者からの本課題の趣旨説明＝少子高齢化の進行する二十一世紀の日本において、社会保障制度のあり方に關して考える。

社会保障制度のあり方に関しては、次の二つの異なる立場から議論が存在する。

1 六十五歳以上の高齢者を手厚く待遇するか

2 他の世代と同じように自立を求めるか

要求① (この二つの立場のうち) いずれの立場に立つか明確にする。

要求② ①の上で、反論を想定しながら、自分の考えを述べる。

要求③ ①・②を八〇〇字以内にまとめる。

### 3 設問分析

前章の設問は、単なる統計データの読み取り問題とみなすべきではない。もちろん「提示されていた五つの図表から読み取れる」とを整理するよう要求されているので、提示されていた各図表を正確に読み、そこから得た情報を整理・分析することが基本作業となる。ただ、次の「二十一世紀の日本の『社会保障制度のあり方』」を考える上で、現在論点となつていることを関連づけながら述べ」よ、という要求は、その基本作業の成果を文章化すればよいというわけではない。これは、本章で「二十一世紀の日本の『社会保障制度のあり方』」という大テーマに関して、二つの異なる立場（＝高齢者を手厚く処遇する立場／他世代と同様に自立を求める立場）のいずれの立場に立つか、反論想定をしつつ、自分の考えを論述（要するにディベート型の論述展開）をさせる前に、その大テーマは複数の議論すべき点（論点）から成ることに気づかせようと/orする意図である。そしてそれらの論点がどのように関連し合っている（＝絡み合っている）と考えるのか、問うていい。これは最近、日本の社会保障制度に関しては、国家財政の窮状等、経済的観点から（＝税制改革、年金制度改革そして医療制度改革等を合わせて）総合的に見直しをする必要があるのではないかという議論が起こっている現実を、受験生がどれだけ認識しているか、チェックできる問題でもある。

#### 4 設問への対応

##### 【要求の再確認】

- ① 社会保障制度のあり方に関して、次の二つの異なる立場からのいずれの立場に立つか、明確にする。
- 1 六十五歳以上の高齢者を手厚く処遇するか
- 2 他の世代と同じように自立を求めるか
- ② ①の上で、反論を想定しながら、（社会保障制度のあり方に關して）自分の考え方を述べる。
- ③ ①②を 八〇〇字以内にまとめる。

##### ▽1 ディベート型小論文における基本的展開

この出題では、「社会保障制度のあり方」（論述テーマ）について自分の考えを論述することが求められている。そしてその論述を展開していく上で充たすべき二つの条件が明記されている。その第一が、1の立場（高齢者を手厚く処遇する）／2の立場（他の世

代と同様に高齢者に自立を求める) のいずれの立場に賛同する（選択する）のか明確にすることであり、第二が、反論を想定する」とである。

こうしたディベート型小論文の場合、いずれの立場を選択しようとかまわない（それが評価に影響することは原則としてない）。重要なのは、テーマに対する自分の基本的スタンス及び主張の正当性・妥当性をいかに説得的に述べているか、である。設問文でも改めて求められているように、「反論想定」（＝自分とは異なる立場に立つ論者がどう反論してくるかを想定）し、それに自分が反論しかえすことができるほど、自分の立場の正当性・妥当性を証明できる（＝反駁できる）だけの論理武装ができていることを、ディベート型小論文ではアピールしたい。

ディベート型の出題がなされている時の基本的展開は以下の通りである。これを基本とし、各自、自分なりに展開を考えたい（BとCはいずれの順番であろうとかまわない）。

- A 自分の立場（スタンス）表明
- B 論証①（自分の立場の正当性・妥当性を裏づける根拠提示）
- C 論証②（反駁＝反論を想定しそれに反論しかえせること）とのアピール・根拠提示＝自分とは反対論者の論理や考え方の矛盾点・問題点等の指摘
- D まとめ（Aで表明した自分の立場の再確認およびテーマに関する自分の主張）

▽2 少子高齢化の進行する二十一世紀の日本の「社会保障制度のあり方」について考える上で、1／2の立場の違いは何を意味するのかよく考える

前章すでに、「二十一世紀の日本」の「少子高齢化」がさらに進行することは、図1（人口構造）として提示されていた統計データに基づいて確認できていると思う。ではその日本の「社会保障制度のあり方」を、1（＝六十五歳以上の高齢者を手厚く処遇する立場）を支持することと、2（＝他世代と同じように高齢者にも自立を求める立場）を支持することが、どう違うのか、その違いが何を意味するのかをよく考えて、立場を選択したい。

「社会保障（制度）」の本来の目的とは、疾病や失業等の何らかの理由で生活が困窮する者及びその家族の「健康で文化的な最低限

度の生活」を保障するということである。この課題では、その「生活が困窮する」可能性が大きい存在が、六十五歳以上の高齢者であるということだ。

1の「（六十五歳以上の）高齢者を手厚く処遇する」立場とは、基本的には、定年を迎える場や機会を若年層に譲っていく者の「最低限度の生活」を、年金や医療、介護等の「社会保障制度」を通じて、「世代間の連帯／助け合い」をしていく形で「所得の再分配」を行つて保障していく方法をよしとすることを意味する。

一方、2の「（高齢者にも）他の世代と同じように自立を求める」立場とは、高齢者世代を（特に）現役世代や国が、「社会保障制度」を通じて「所得の再分配」をする形で手厚く面倒を見る対象として扱うことも、そしてそうした考え方に基づいた従来の日本の社会保障制度に対しても、基本的には反対を唱える立場である。この立場は、（税制や医療／年金等の社会保障制度に関しても）「世代間の損得」「世代間の不公平感」という現役世代の「払い損」「損得勘定」を土台としていると言えよう。

### ▽3 自分の立場を明確にし、反論を想定する

先述したように、いずれの立場をとろうとも、少子高齢化が進行している日本社会の「社会保障制度のあり方」を考える上で、その立場に立つて考えた方が正当（妥当）であることを論証していくべき。

#### (1) 「（六十五歳以上の）高齢者を手厚く処遇する」という立場から論述する

これから日本の「社会保障制度のあり方」をこの立場から考えるべき……とする者は、提示されていて五つの図表から見えてくることだけで判断せず、日本の社会の現実が、「他の世代と同じように自立」して高齢者が生きていきにくい側面を多く持つことを、具体的に知っているのではないか。だとしたら、それを自分の立場の正当性・妥当性を証明する根拠として提示したい。

例1 定年を迎える元気な高齢者がいるのだから働けばよい、と言わざりとも、日本の雇用環境は、「年齢差別」があり、高齢者を労働力として十分には活用していない現実がある。

例2 （図1からだけでは分からぬが）高齢化の進行は、高齢者の数が増えるというだけの問題ではなく、寿命が長くなり後期高齢者（七十五歳以上の要介護度の高い高齢者）が増加するという問題も内包する。図4にあるように、「子供との同居」ではない「高齢者のみ」など世帯が増加していく中、家族による介護はあまりあてにはならない現実。

↓では日本社会の介護（保険）制度で十分なのか？

……など

「（高齢者にも）他の世代と同じように自立を求めるべき」とする反対の立場からの反論は様々あるが、最も強力なものは、図2／3等で示されていた年金や医療等の社会保障関連費が、財政上かなり負担となり制度自体が破綻しかねないということや、これから一層、税や年金、健康保険料等の負担増が、現役世代の不満や不安、不公平感を招き、働く意欲の喪失→社会全体の活力……という状況になりかねないという反論、そして（図5で示されていたような）「高齢者世帯が現役世代よりも負債が少なく貯蓄が多い。だから高齢者を弱者として手厚く待遇すべきではない」という反論等が予測できよう。そうした反論の中で自分が十分反論し返せるものを選び、反駁部分に活かせばよい。

(2) 「（高齢者にも）他の世代と同じように自立を求める」という立場から論述する

これからの日本の「社会保障制度のあり方」をこの立場から考えるべき……とする者は、提示されていた五つの図表を正確に読み、そこから読み取れることやそこから浮上してくる論点、それに関する最近の議論の内容を参考にすれば、自らの立場の正当性・妥当性を裏づける根拠は容易に提示できるだろう。但し、「日本の社会保障制度のあり方」を考えていくには、国家財政や現役世代への負担増……といった「金」の問題が確かに一番大きな問題ではあるが、「社会保障制度のあり方」に関する論点はそうしたものばかりではないことも認識しておくべきだろう。

「高齢者を手厚く処遇する」とする立場からの反論は、前の(1)部分を参考にしてほしい。いくつか反論を想定し、その中から自分が十分反論し返せる論拠を持ちうるものを、反駁部分に活かせばよい。

▽4 「社会保障制度のあり方」について自分の考えを述べる

二つの立場のいずれに立つか明確にし、反論を想定する……ということだけでなく、これから日本の「社会保障制度のあり方」を考える上で何が重要な論点であり、それに対して自分はどうなことを主張したいのか、結局、現行の社会保障制度やその考え方は全面的に見直すべきだと考えるのか、そうでないのか……ということも、論述してほしいことである。

●  
メ  
モ  
●